

ETC カード規約一部改定のお知らせ

2026 年 8 月 31 日をもって ETC カード規約 を一部改定いたします。規約の改定箇所は以下のとおりです。

■ETC カード規約 新旧対照表

改定前	改定後
(新規に規定)	<u>第 11 条 (ETC カードサービス手数料)</u> <u>(1)会員は、当社に対し、当社の定める ETC カードサービス手数料(消費税を含みます。以下同じ。)を、指定カードの会員登録月(以下「会員登録月」という。)の 1 年後の会員登録月の翌月 10 日を締切日(以下締切日という。)として、締切日の翌月 4 日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に第 5 条(1)に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。</u> <u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</u> <u>①会員登録月の 1 日から翌年会員登録月の前月末日までの期間(以下「判定期間」という。)において第 5 条(1)に基づく請求(以下「ETC 請求」という。)がある場合。</u> <u>②当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、第 6 条(1)(2)に基づき ETC カードが解約済みの場合。</u> <u>③当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、紛失・盗難等により ETC カードが有効な利用状態にない場合(但し、第 7 条(1)に基づく届け出をしていた場合に限りま</u> <u>す。)</u> <u>④判定期間末日時点で ETC カードの保有期間が 1 年未満の場合。</u> <u>⑤当社所定の会員管理単位に紐づく ETC カードのいずれかに ETC 請求がある場合。</u> <u>⑥その他当社が別途定める場合。</u> <u>(2)会員が当社に支払った ETC カードサービス手数料については、理由の如何を問わず返還</u> <u>しません。</u>
第 11 条(カード会社の免責) (略)	第 <u>12</u> 条(カード会社の免責) (略)

第 12 条(指定カードの規約) (略)	第 <u>13</u> 条(指定カードの規約 (略)
第 13 条(本規約の変更等の準用) (略)	第 <u>14</u> 条(本規約の変更等の準用) (略)

【下線部は改定部分を示します。】